

## 資料編 第2章 森林整備基準等

本章では、本編第5章の「森林整備基準等」について補足します。

### 1 最深積雪深による造林樹種の区分

本編第5章2(1)「人工造林」のうち、表5-2-1の「最深積雪深による造林樹種の区分」に係る最深積雪深の地域区分については、図2-1-1のとおりです。



図2-1-1 最深積雪深図

## 2 天然更新の対象樹種

本編第5章2(2)「天然更新」のうち、表5-2-3「主な更新樹種」の詳細について、表2-2-1に例示します。

表2-2-1 主な更新樹種の詳細

針広	樹種等		主な分布域(森林計画区)					ぼう芽更新可	備考
	分類	樹種	長良川	揖斐川	木曾川	飛騨川	宮・庄川		
針葉樹	スギ		○	○	○	○	○		
	ヒノキ類		○	○	○	○	○		
		ヒノキ	○	○	○	○	○		
		サウラ	○	○	○	○	○		
		クロベ			○	○	○		
		アスナロ			○	○	○		
		マツ類	○	○	○	○	○		
		ヒメコマツ	○	○	○	○	○		
		チョウセンゴヨウ				○	○		
		アカマツ	○	○	○	○	○		
		クロマツ	○		○				
		カラマツ				○	○		
		モミ類	○	○	○	○	○		
		モミ	○	○	○	○	○		
		ウラジロモミ			○	○	○		
		シラビソ				○	○		亜高山帯
		オオシラビソ				○	○		亜高山帯
		ツガ類	○	○	○	○	○		
		ツガ	○	○	○	○	○		
		コメツガ				○	○		亜高山帯
	コウヨウザン	○	○	○	○		◎		
広葉樹	シイ類		○	○	○	○			
	ツブラジイ(コジイ)		○	○	○	○		◎	
	スタジイ(イタジイ、ナガジイ)		○	○	○			◎	
	カシ類		○	○	○	○	○		ナラ類と同属
	イテイガシ		○	○					
	ツクバネガシ		○	○	○	○			
	アカガシ		○	○	○			◎	
	シラカシ		○	○	○	○		◎	
	ウラジログシ		○	○	○	○	○	◎	
	アラカシ		○	○	○	○		◎	
	ブナ類		○	○	○	○	○		
	ブナ		○	○	○	○	○		
	イヌブナ		○	○	○	○	○	◎	
	ナラ類		○	○	○	○	○		
	クヌギ		○	○	○	○	○	◎	県内には少ない
	ミズナラ		○	○	○	○	○	◎	
	コナラ(ホウソ)		○	○	○	○	○	◎	
	アベマキ(コルククヌギ)		○	○	○	○	○	◎	
	クリ		○	○	○	○	○	◎	
	サクラ類		○	○	○	○	○		
ヤマザクラ		○	○	○	○	○			
オオヤマザクラ(エゾヤマザクラ)						○	◎		
カスミザクラ		○	○	○	○	○	◎		
エドヒガン		○	○	○	○	○			
カンバ類		○	○	○	○	○			
ダケカンバ			○	○	○	○			
ウダイカンバ		○	○	○	○	○			
シラカンバ					○	○			
ミズメ		○	○	○	○	○			

	ネコシデ				○	○		亜高山帯
シデ類		○	○	○	○	○		
	クマシデ	○	○	○	○	○		
	アカシデ	○	○	○	○	○		
	イヌシデ	○	○	○	○	○	◎	
ハンノキ類		○	○	○	○	○		
	ヤマハンノキ	○	○	○	○	○		
	ハンノキ	○	○	○	○	○		
クルミ類		○	○	○	○	○		
	オニグルミ	○	○	○	○	○		
	サワグルミ	○	○	○	○	○		
カエデ類		○	○	○	○	○		
	オオモミジ (ヒロハモミジ、ホロナイカエデ、エゾオオモミジ)	○	○	○	○			
	ハウチワカエデ (メイゲツカエデ、アカバナハウチワカエデ、ネバリハウチワカエデ、オオメイゲツ、シナノハウチワカエデ、ケハウチワカエデ)	○	○	○	○	○		
	メグスリノキ	○	○	○	○	○		
	イロハモミジ	○	○	○	○			
	ヤマモミジ	○	○	○	○	○		
	イタヤカエデ	○	○	○	○	○	◎	多くの変種を含む
	ハナノキ			○				
	ウリハダカエデ	○	○	○	○	○	◎	
	オオイタヤメイゲツ	○	○	○	○			
	コハウチワカエデ(イタヤメイゲツ)	○	○	○	○	○		
ケヤキ	○	○	○	○	○	◎		
トチノキ	○	○	○	○	○			
カツラ	○	○	○	○	○			
ホオノキ	○	○	○	○	○	◎		
ミズキ	○	○	○	○	○			
ハリギリ	○	○	○	○	○			
アカメガシワ	○	○	○	○				
カラスザンショウ	○	○	○	○				

※「ぼう芽更新可」欄に◎のある樹種であっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径40cm以上、おおむね80年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めない。

### 3 冠雪害危険度マップ

本編第5章3(1)「間伐」のうち、イ「間伐実施に伴う冠雪害の発生の防止に関する指針」に記載のある冠雪害危険度マップについては、図2-3-1のとおりです。

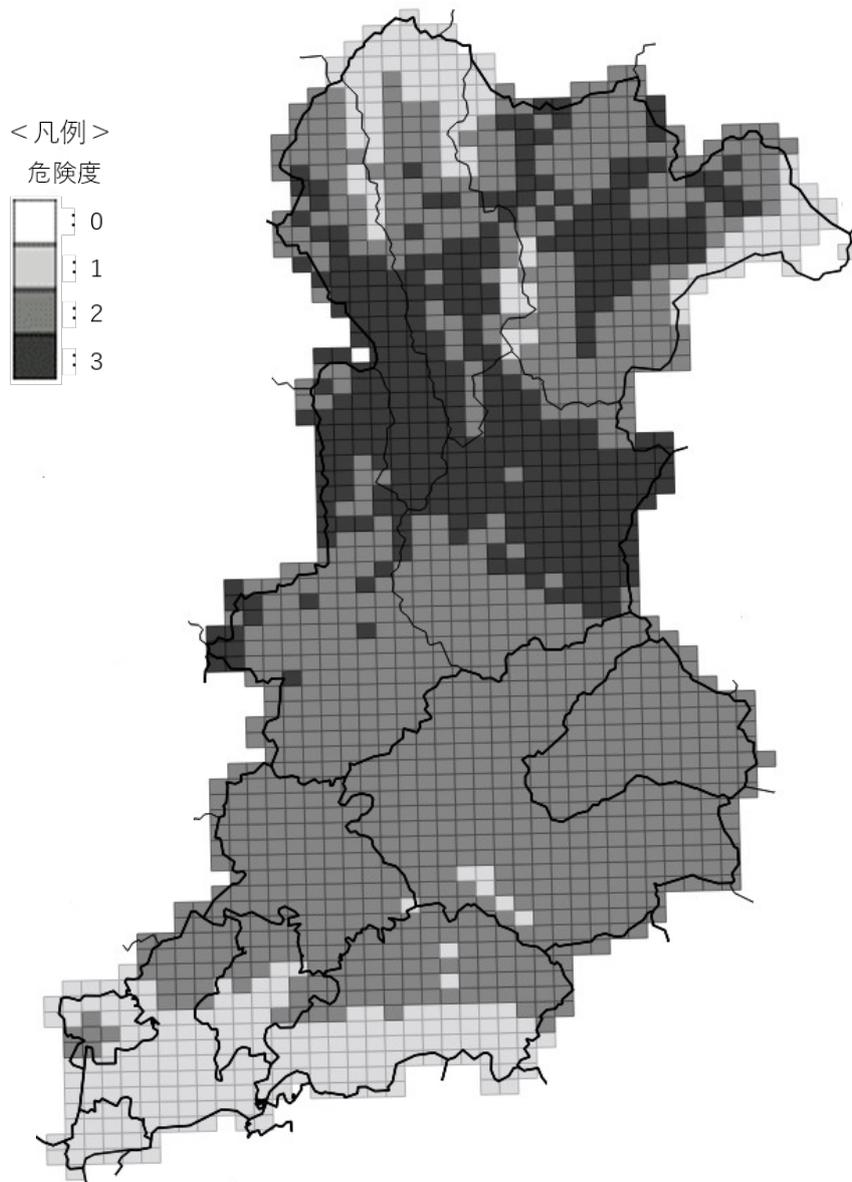


図2-3-1 冠雪害危険度マップ

※ 危険度の表示は、2000/2001年冬期～2019/2020年冬期の20冬期において、国土数値情報3次メッシュ（おおよそ1km四方）ごとに冠雪害危険日を判定し、危険日数が0日/20冬期を「危険度0」、1～5日/20冬期を「危険度1」、6～15日/20冬期を「危険度2」、16日以上/20冬期を「危険度3」とした。

### 4 施業方法別の施業体系図等の具体例示

本編第5章3(4)「施業方法別の施業体系図等の具体例示」について、以下に示します。

#### (1) 育成複層林の施業例

育成複層林(人工林型)の平均的な地位における施業体系について、図2-4-1にスギスギ型複層林(新植3,000本/ha、60年生時に下層木植栽、80年生以上で上木伐採)の例を、図2-4-2にヒノキーヒノキ型複層林(新植3,000本/ha、70年生時に下層木植栽、90年生以上で上木伐採)の例を、それぞれ示します。

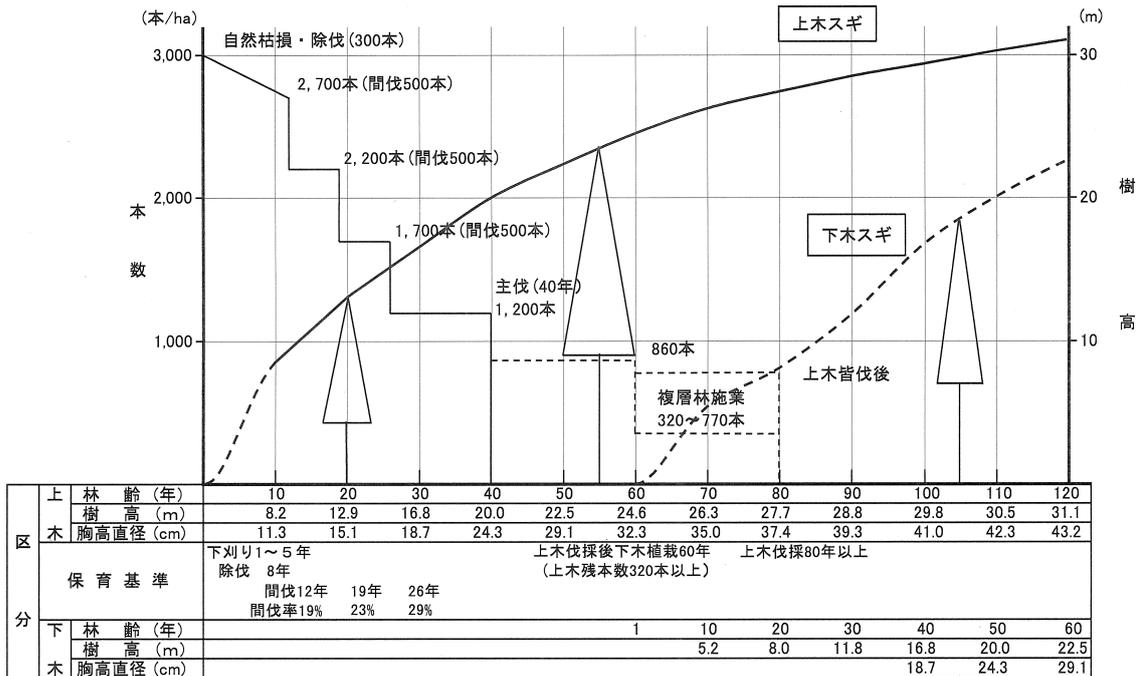


図2-4-1 スギ人工林(スギスギ型複層林)の施業例

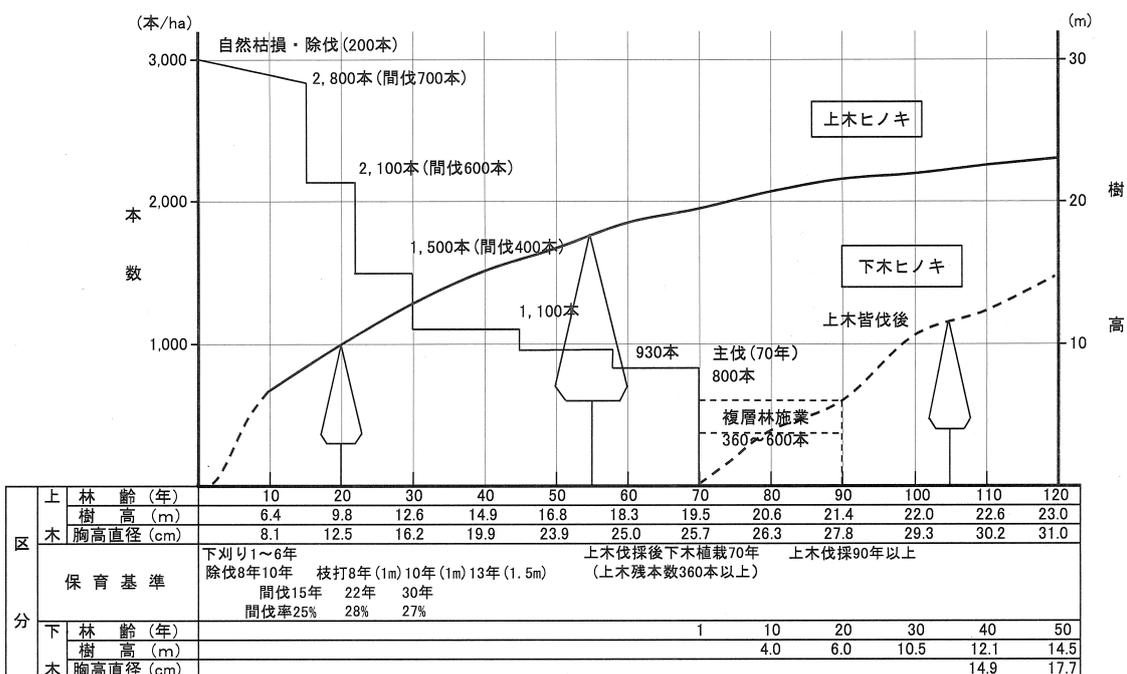


図2-4-2 ヒノキ人工林(ヒノキーヒノキ型複層林)の施業例

## (2) 育成林(天然林型)の施業例

樹種による林型区分別の施業方法を、表 2-4-1 のとおり例示します。

表 2-4-1 育成林(天然林型)の施業方法

林型名 (適用樹種)	施業方法 (生産目標)	林型の判定基準	施業方法等
ブナ・ミズナラ (ブナ、ミズナラ、ミズメ、ケヤキ)	長伐期施業 (大径材生産)	伐期(80年生以上)において、ブナ・ミズナラ等の材積が70%を超える林分。 伐期以前では、30年生未満で、ブナ・ミズナラ等を400本/ha以上含む林分。 80年生未満で、ブナ・ミズナラ等を250本/ha以上含む林分。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新は、母樹(胸高直径40~50cm)以上を20~40本/haを残し、刈払いを行う。また、稚樹の刈出しを行う。</li> <li>・樹高2~4m程度のとき、目的外樹種の除伐を行う。</li> <li>・その後の除・間伐の目安として、目的樹種の枝下高を5~6mとするような保育を行う。</li> <li>・上層木密度は、胸高直径10~15cmのとき700~800本/ha、胸高直径20~30cmのとき、400本/ha程度を目安とする。</li> <li>・間伐では、上層木の伐倒を基本とし中下層は作業に支障のない限り保残する。</li> </ul>
コナラ他 (コナラ、クリ、サクラ類、ホオノキ、カエデ類、ミズキ)	中伐期施業 (中径材生産)	50年生未満では、優占する樹種を800本/ha以上含む森林。 50年生以上では、優占する樹種を500本/ha以上含む森林。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母樹の保残や稚樹の刈出し、目的外樹種の除間伐の実施については、ブナ・ミズナラ林型と同様の施業を行う。</li> <li>・樹齢20~30年の二次林においては枝下高5mに達した上層木を残し、間伐を実施する。</li> <li>・特にクリが立木の過半数を占める場合は、枝下高6~8mの上層木を保残し、間伐を実施する。</li> <li>・標準仕立本数は、胸高直径10~15cmのとき800本/haとする。</li> </ul>
コナラ (コナラ)	短伐期施業 (しいたけ原木生産)	コナラを1,500本/ha以上含む森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新は萌芽更新により行い、萌芽が多い場合には、7~8年目に健全な萌芽枝を一株当たり2~3本を残し他は除去する。</li> <li>・萌芽枝整理後の成立本数は、1,500~2,500本/haとする。</li> </ul>
アカマツ (アカマツ、クリ、コナラ、ヒメコマツ)	中伐期施業 (構造用材等)	アカマツ等の材積割合が50%を超える森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新は母樹(樹高15~20m)を20~40本/haを残し、刈払いを行う。</li> <li>・堆積腐植が多い所では腐植層のかき起こしを行う。また、稚樹の刈出しを行う。</li> <li>・林齢8~10年のとき不用木と不良木を伐採する。</li> <li>・標準仕立本数は、胸高直径5cm前後のとき1,500~2,000本/haとする。</li> </ul>
その他 (カンバ類、ハンノキ類、その他)		上記以外の林分	特に定めない。

### (3) 豪雪地帯、多雪地帯における施業例

豪雪地帯、多雪地帯におけるスギ造林地の施業例を図2-4-3のとおり示します。

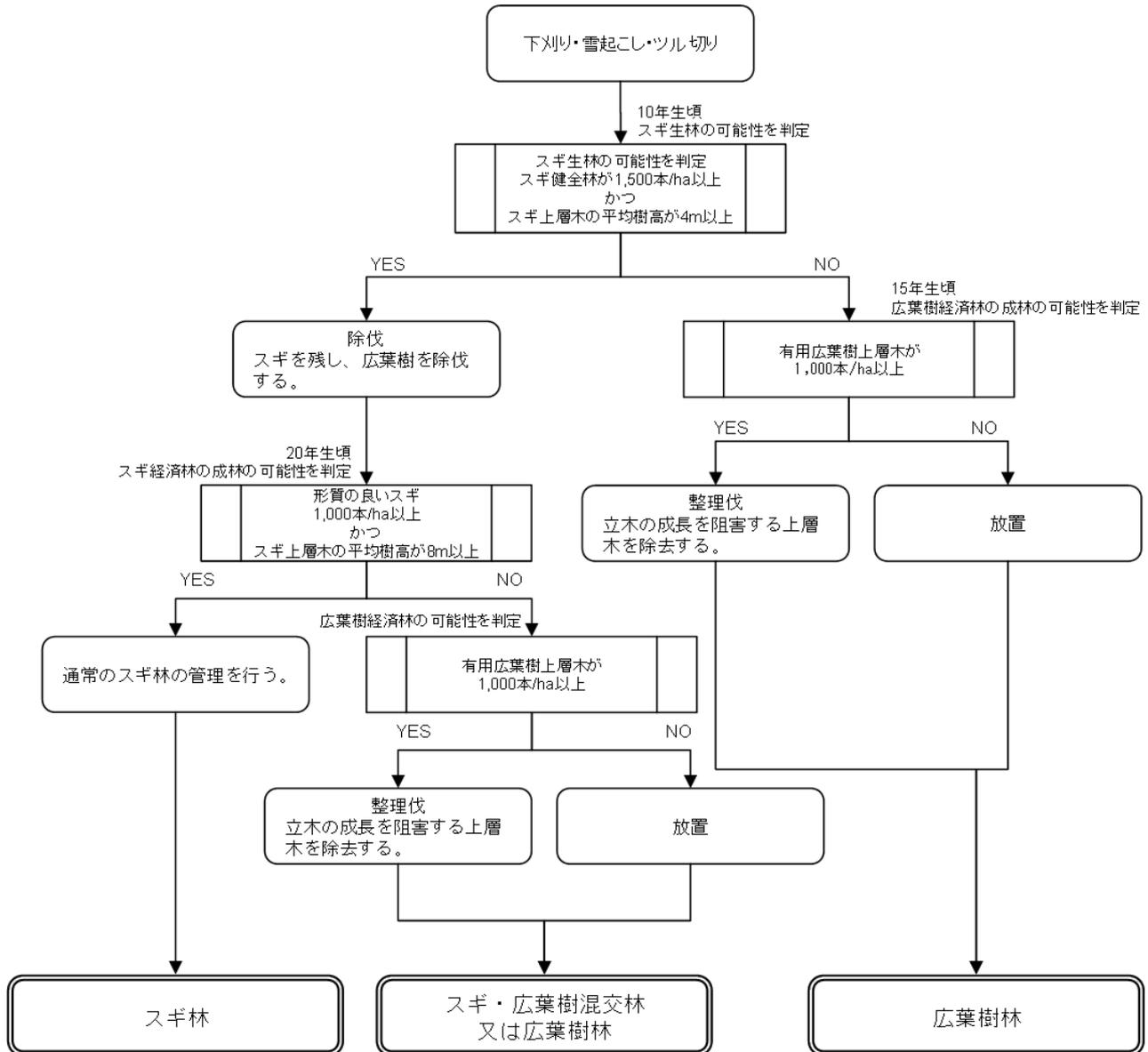


図2-4-3 豪雪地帯、多雪地帯におけるスギ造林地の施業例

### (4) 造林地に侵入した広葉樹の施業例

造林地に広葉樹が侵入した場合における施業例として、スギ人工林地に広葉樹が侵入した場合における取り扱いの例を図2-4-4に示します。

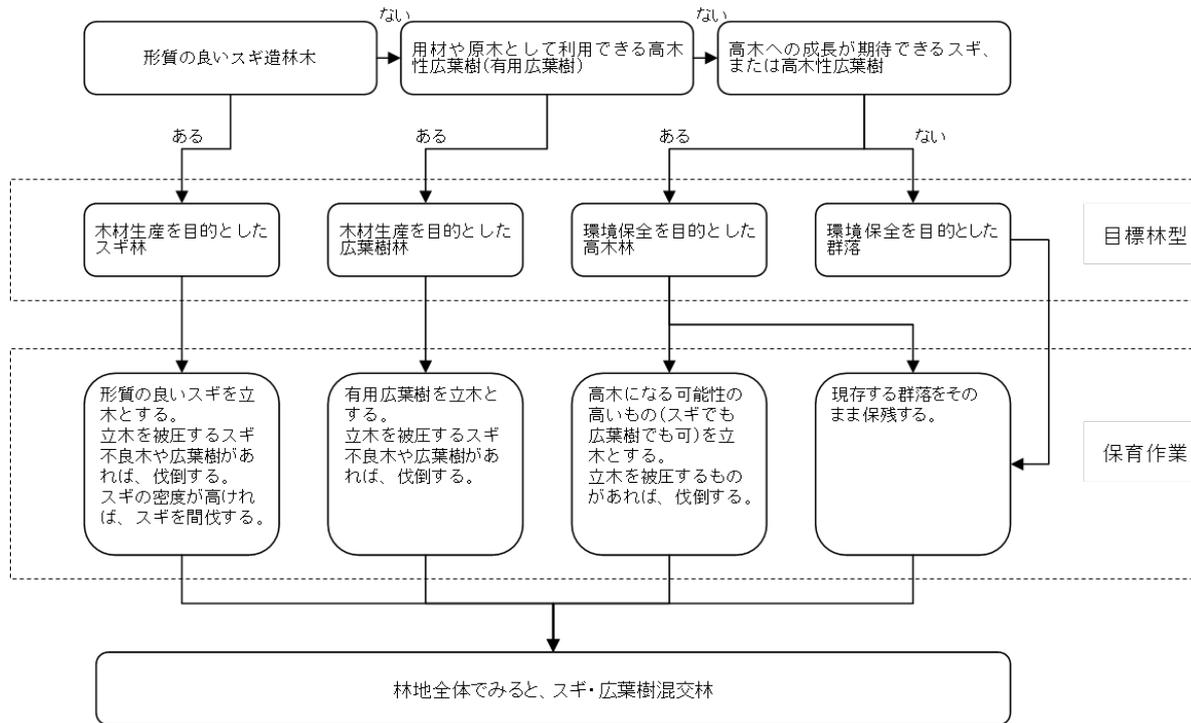


図2-4-4 スギ人工造林地に侵入した広葉樹の扱いの例

### (5) 天然性広葉樹用材林の施業例

天然性広葉樹用材林における施業体系について、図2-4-5に傾斜35度以下で地利の良い場所における施業例(伐期は期待径級(36cm又は50cm以上)到達(100年又は150年)時)の例を示します。

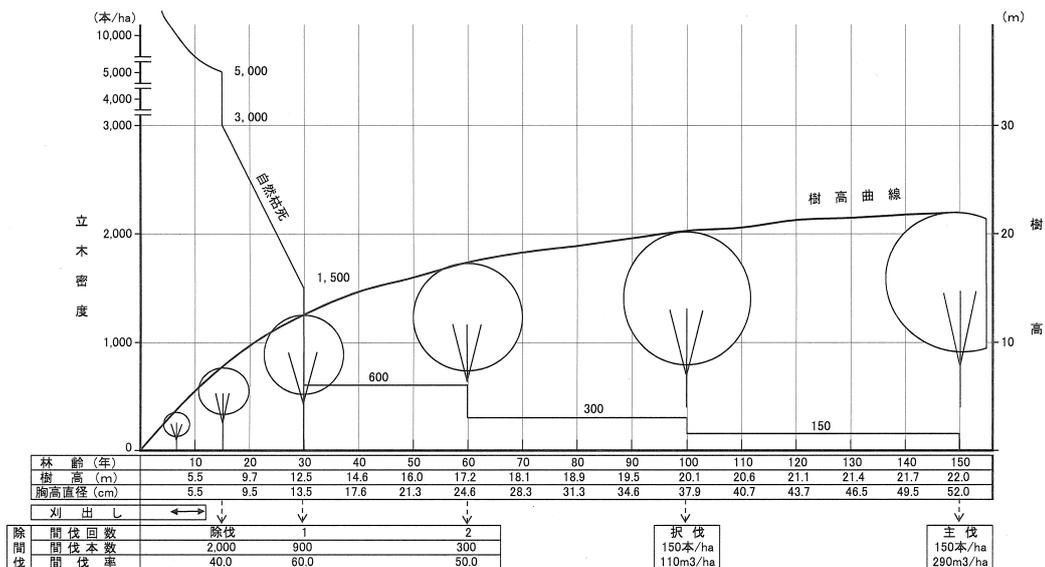


図2-4-5 天然性広葉樹用材林の施業例

## 5 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

本編第5章7(2)「樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区」の詳細は以下のとおりです。

表 2-5-1 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位(面積: ha)

所在	面積	内訳		留意すべき事項	
		保安林等	左記以外の森林		
市町村					
計画区総数	57,137.28	18,521.60	38,615.68	1. 立木の伐採にあつては、山地災害防止機能に支障を及ぼすことのないよう小面積区分皆伐とすること。 2. 土地の形質の変更は、極力行わないこととし、変更する場合にあつても、その目的に応じた必要最低限の規模にとどめ土砂の流出防止等の施設を設ける等、十分土地の保全に留意すること。	
計	19,941.67	6,681.61	13,260.06		
可茂	美濃加茂市	999.79	361.72		638.07
	坂祝町	373.46	197.15		176.31
	富加町	352.42	32.55		319.87
	川辺町	2,303.24	1,163.54		1,139.70
	七宗町	1,752.98	620.58		1,132.40
	八百津町	2,832.97	1,853.11		979.86
	白川町	7,889.54	1,631.95		6,257.59
	東白川村	3,437.27	821.01		2,616.26
下呂					
計	37,195.61	11,839.99	25,355.62		
下呂	37,195.61	11,839.99	25,355.62		

※箇所別明細は森林簿による。

※保安林等：保安林または保安施設地区

※左記以外の森林：保安林等以外で山地災害防止機能が「I」の林分

## 6 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法について

本編第5章の12「制限林等の施業に関する事項」については以下のとおりです。

## (1) 法令により施業について制限を受けている森林の種類別面積

本編第5章の12に係る法令により施業について制限を受けている森林の種類別面積については表2-6-1のとおりです。

表2-6-1 法令により施業について制限を受けている森林の種類別面積

		単位(面積: ha)	
制限林の種類とその重複種類名 ([ ]は主たる制限林名称)		森林の所在 (市町村名)	面積 (ha)
[水源涵養保安林]		川辺町	16.83
		七宗町	227.16
		八百津町	0.01
		白川町	712.95
		東白川村	233.52
		下呂市	3,535.07
	土砂流出防備保安林	白川町	33.63
		下呂市	439.02
	国定公園第2種特別地域	下呂市	0.06
	保健保安林	下呂市	259.08
		砂防指定地	下呂市
	国定公園第2種特別地域	下呂市	6.81
		砂防指定地	下呂市
	砂防指定地	白川町	1.16
下呂市		235.61	
鳥獣保護区特別保護地区	東白川村	48.97	
史跡名勝天然記念物	白川町	0.11	
[土砂流出防備保安林]		美濃加茂市	257.12
		坂祝町	31.47
		富加町	10.55
		川辺町	594.13
		七宗町	209.06
		八百津町	1,129.35
		白川町	368.51
		東白川村	497.51
		下呂市	5,179.64
	土砂崩壊防備保安林	川辺町	0.61
		東白川村	0.66
		下呂市	1.98
	砂防指定地	川辺町	0.03
		下呂市	0.57

落石防止保安林	白川町	1.01	
	東白川村	0.04	
砂防指定地	白川町	4.43	
	八百津町	37.80	
保健保安林	国定公園第2種特別地域	104.27	
	国定公園第3種特別地域	2.22	
	下呂市	12.34	
	砂防指定地	1.10	
魚つき保安林	下呂市	2.27	
	砂防指定地	12.24	
国定公園特別保護地区	七宗町	0.27	
国定公園第1種特別地域	下呂市	1.47	
国定公園第2種特別地域	坂祝町	9.12	
	川辺町	4.79	
	七宗町	68.43	
	八百津町	48.79	
	白川町	193.82	
	下呂市	220.60	
	砂防指定地	川辺町	51.06
		八百津町	0.54
		白川町	12.35
		下呂市	150.17
	鳥獣保護区特別保護地区	下呂市	0.14
	史跡名勝天然記念物	白川町	20.62
	国定公園第3種特別地域	坂祝町	47.37
川辺町		117.03	
七宗町		61.51	
八百津町		146.99	
白川町		182.84	
下呂市		533.17	
砂防指定地		坂祝町	81.36
		川辺町	100.30
		七宗町	1.62
		八百津町	0.17
		白川町	12.08
		下呂市	0.67
鳥獣保護区特別保護地区		下呂市	3.66
史跡名勝天然記念物	坂祝町	3.57	
急傾斜地崩壊危険区域	川辺町	0.93	
砂防指定地	美濃加茂市	26.39	
	坂祝町	20.27	
	富加町	8.29	
	川辺町	153.50	
	七宗町	9.52	
	八百津町	57.34	
	白川町	9.65	
	東白川村	7.07	

		下呂市	290.05	
	史跡名勝天然記念物	下呂市	0.52	
	鳥獣保護区特別保護地区	八百津町	17.16	
	史跡名勝天然記念物	下呂市	9.19	
	急傾斜地崩壊危険区域	美濃加茂市	0.08	
		川辺町	0.49	
		七宗町	0.04	
		白川町	0.04	
		東白川村	0.47	
		下呂市	0.24	
[土砂崩壊防備保安林]		美濃加茂市	76.72	
		坂祝町	3.62	
		富加町	8.88	
		川辺町	87.87	
		七宗町	35.59	
		八百津町	46.92	
		白川町	35.00	
		東白川村	19.98	
		下呂市	424.06	
		落石防止保安林	下呂市	0.08
		魚つき保安林・砂防指定地	下呂市	3.18
		国定公園第1種特別地域	下呂市	6.87
			鳥獣保護区特別保護地区	下呂市
		国定公園第2種特別地域	七宗町	2.34
			八百津町	6.74
			白川町	1.14
			下呂市	40.38
			砂防指定地	川辺町
		八百津町		0.03
		下呂市		9.32
		国定公園第3種特別地域	坂祝町	0.37
			川辺町	21.09
			七宗町	2.67
			八百津町	3.06
			白川町	7.01
			下呂市	85.17
			砂防指定地	川辺町
	八百津町			1.86
	下呂市	20.46		
	急傾斜地崩壊危険区域	下呂市	0.23	
	砂防指定地	美濃加茂市	0.96	
		富加町	1.47	
		川辺町	5.34	
		七宗町	0.77	
		八百津町	0.62	

		白川町	5.41
		東白川村	0.63
		下呂市	85.81
	史跡名勝天然記念物	下呂市	0.71
	急傾斜地崩壊危険区域	美濃加茂市	0.45
		川辺町	0.03
		七宗町	0.17
		白川町	0.01
		東白川村	0.76
		下呂市	1.88
[落石防止保安林]		八百津町	0.51
		白川町	20.87
		東白川村	11.40
		下呂市	30.02
	国定公園第3種特別地域	七宗町	1.34
		白川町	9.31
		下呂市	12.17
	砂防指定地	七宗町	0.09
	砂防指定地	下呂市	2.80
[千害防備保安林]		下呂市	152.63
[保健保安林]		富加町	3.36
		八百津町	137.90
		下呂市	67.21
	国定公園第2種特別地域	八百津町	108.96
	砂防指定地	八百津町	0.01
	国定公園第3種特別地域	八百津町	0.08
	砂防指定地	八百津町	0.68
[国定公園特別保護地区]		七宗町	6.31
[国定公園第1種特別地域]・砂防指定地		下呂市	16.55
	鳥獣保護区特別保護地区	下呂市	29.14
[国定公園第2種特別地域]		美濃加茂市	5.88
		坂祝町	1.18
		川辺町	33.05
		七宗町	240.54
		八百津町	109.33
		白川町	112.15
		下呂市	185.45
	砂防指定地	川辺町	4.14
		八百津町	1.40
		白川町	0.47
		下呂市	6.83
	鳥獣保護区特別保護地区	下呂市	0.69
	鳥獣保護区特別保護地区	下呂市	0.43
	史跡名勝天然記念物	白川町	0.84
	急傾斜地崩壊危険区域	白川町	0.04
[国定公園第3種特別地域]		坂祝町	40.69
		川辺町	276.36

	七宗町	475.27	
	八百津町	473.21	
	白川町	1,124.84	
	下呂市	2,403.29	
砂防指定地	坂祝町	6.79	
	川辺町	50.71	
	七宗町	15.27	
	八百津町	0.56	
	白川町	3.89	
	下呂市	126.64	
	鳥獣保護区特別保護地区	下呂市	19.13
	急傾斜地崩壊危険区域	七宗町	0.28
	鳥獣保護区特別保護地区	下呂市	29.87
	史跡名勝天然記念物	坂祝町	0.31
急傾斜地崩壊危険区域	川辺町	0.44	
	七宗町	0.66	
	白川町	2.82	
	下呂市	3.48	
[県立自然公園第2種特別地域]	下呂市	0.32	
[県自然環境保全地域]	下呂市	34.02	
[砂防指定地]	美濃加茂市	106.37	
	坂祝町	44.56	
	富加町	167.01	
	川辺町	22.89	
	七宗町	137.36	
	八百津町	100.82	
	白川町	432.14	
	東白川村	594.73	
	下呂市	1,273.65	
	急傾斜地崩壊危険区域	美濃加茂市	0.08
		富加町	0.02
		八百津町	0.59
		白川町	0.52
		下呂市	0.56
[鳥獣保護区特別保護地区]	八百津町	95.26	
	白川町	0.37	
[史跡名勝天然記念物]	白川町	0.13	
	東白川村	1.68	
	下呂市	3.06	
[急傾斜地崩壊危険区域]	美濃加茂市	16.30	
	富加町	1.86	
	川辺町	10.86	
	七宗町	17.23	
	八百津町	5.62	
	白川町	12.93	

	東白川村	4.76
	下呂市	38.23

## (2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については表 2-6-2 のとおりです。

なお、表において、保安林・保安施設地区及び自然公園の指定地域においては、その指定目的に支障を及ぼさない範囲内の施業方法を記載し、砂防指定地・鳥獣保護区特別地区等の各々の法令等により、施業方法を定めているものについては、根拠法令を明記することとめています。

表 2-6-2 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林の種類	施業方法
保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 落石防止保安林 なだれ防止保安林 干害防備保安林 魚つき保安林 保健保安林	<p>1. 主伐は標準伐期齢以上の立木について行う。</p> <p>2. 保安林指定の際の指定施業要件に基づくものとする。また、伐採方法については、下記のとおりである。</p> <p>《主伐》</p> <p>(1) 皆伐により伐採することができる立木伐採面積の限度は、伐採年度ごとに公表される範囲とし、年度ごとに皆伐できる一箇所あたりの面積の限度は、保安林指定の際の指定施業要件に基づくものとする。</p> <p>(2) 択伐により伐採年度ごとに伐採することができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に択伐率を乗じた材積とする。択伐率は、保安林指定の際の指定施業要件に基づくものとする。</p> <p>(3) 禁伐については、主伐の伐採はできない。</p> <p>《間伐》</p> <p>(1) 間伐により伐採年度ごとに伐採することができる立木材積の限度は、伐採年度の初日におけるその森林の立木材積に間伐率を乗じた材積とする。なお、間伐率については、保安林指定の際の指定施業要件に基づくものとする。</p> <p>《植栽》</p> <p>1. 人工林の伐採跡地は伐採が終了した日を含む伐採年度の初日から起算して2年以内に指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗を植栽する。なお、植栽本数は、保安林指定の際の指定施業要件に基づくものとする。</p>
風致保安林	<p>1. 主伐は標準伐期齢以上の立木について行う。</p> <p>2. 主伐は、択伐により行う。</p> <p>3. 間伐により伐採年度ごとに伐採することができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に間伐率を乗じた材積とする。間伐率は、保安林指定の際の指定施業要件に基づくものとする。</p>
保安施設地区	1. 立木の伐採を禁止する。
自然公園 国定公園特別保護地区	1. 伐採を禁止する。
国定公園第1種特別地域	<p>1. 原則として立木の伐採は禁止する。ただし、風致の維持に支障がない限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2. 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
国定公園第2種特別地域	<p>1. 伐採は原則として択伐による。ただし、風致の維持に支障がない限り皆伐によることができる。</p> <p>2. 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐によるものとする。</p>

		<p>3. 主伐は標準伐期齢以上の立木について行う。</p> <p>4. 択伐率は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5. 皆伐による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、疎密度10分の3より多く保残木を残す場合、または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ、連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
	国定公園第3種特別地域	1. 全般的な風致の維持を考慮して施業するものとする。
	県立自然公園第1種特別地域	1. 国定公園第1種特別地域の施業方法に準ずるものとする。
	県立自然公園第2種特別地域	1. 国定公園第2種特別地域の施業方法に準ずるものとする。
	県立自然公園第3種特別地域	1. 全般的な風致の維持を考慮して施業するものとする。
自然環境 保全地域	県自然環境保全地域特別地区	1. 「岐阜県自然環境保全条例」による。
	県緑地環境保全地域特別地区	1. 「岐阜県自然環境保全条例」による。
砂防指定地		1. 「岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例」による。
鳥獣保護区	特別保護地区	1. 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による。
史跡名勝天然記念物		1. 「文化財保護法」による。
風致地区		1. 「都市計画法」による。
特別緑地保全地区		1. 「都市緑地法」による。
急傾斜地崩壊危険区域		1. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による。

## 7 森林づくりの具体的技術マニュアル一覧

森林づくりに活用可能な具体的技術マニュアル等について、主なものを表 2-7-1 に示します。

なお、表中、発行年の表記については、「暦年」と「年度」「年度版」が混在していますが、あえて各冊子の表示の仕方のおりとしてしています。また、発行年が不明確なものは表記を省略しました。

表 2-7-1 森林づくりの具体的技術マニュアル一覧

	マニュアル名	発行元	発行年
造林 ／ 経営	ヒノキ人工林の表土流亡を防ぐために（改訂版）	岐阜県森林研究所	H27. 3
	密度管理カード（多雪地域用・一般地域用） 《収量比数を簡単に算出するカードです》	岐阜県森林研究所	H17. 11
	システム収穫表「シルブの森」 《パソコンで行う林分の収穫量予測のシステムです》 （東濃ヒノキ版）操作説明書及びプログラム	岐阜県森林研究所	H16. 3
	（岐阜県スギ版）（一般地域）操作説明書及びプログラム	岐阜県森林研究所	H18. 7
	クマハギ防止対策の手引き	岐阜県森林研究所	H21. 4
	コンテナ苗を活用した主伐・再造林技術の新たな展開 ～実証研究の現場から～	森林総合研究所ほか	H28. 3
間伐 ／ 搬出	木材生産のための過密林の間伐のしかた	岐阜県森林研究所	H26. 3
広葉樹 林 施 業	広葉樹二次林で手入れする山を見分ける方法	岐阜県森林研究所	H19. 3
	木材生産のための落葉広葉樹二次林の除伐・間伐のしかた	岐阜県森林研究所	H16. 3
	広葉樹用材林の育て方	岐阜県森林研究所	H12. 3
	広葉樹（ブナ、コナラ、ミズナラ）技術指針	岐阜県林政部	H9. 3
	広葉樹苗木の育て方	岐阜県寒冷地林業試験場	H5. 3
	有用広葉樹林の育て方	岐阜県林政部	H3. 3
	ナラ枯れ被害を防ぐために	岐阜県森林研究所	H22. 4
	広葉樹林化ハンドブック 2010 —人工林を広葉樹林へと誘導するために—	森林総合研究所ほか	H22. 10
広葉樹林化ハンドブック 2012 —人工林を広葉樹林へと誘導するために—	森林総合研究所ほか	H24. 3	
里山 整 備	林内景観の整備のしかたと考え方	岐阜県森林研究所	H16. 3
	治山林道必携 積算・施工編／調査・測量設計編	一般社団法人 日本治山治水協会・日本林 道協会	R2 年版
	林道必携 法令通達編	日本林道協会	H30 版
	林道必携 技術編	日本林道協会	H23 年版

林道 / 作業道	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	H23年版
	林道災害復旧事業マニュアル	日本林道協会内 森林科学研究所	H21.10
	林道必携 災害編	日本林道協会内 森林科学研究所	H27年版
	岐阜県森林作業道作設指針	岐阜県林政部	H23.5
	岐阜県林業専用道作設指針	岐阜県林政部	H28.4
	森林作業道開設の手引き －土砂を流出させない道づくり－	岐阜県森林研究所ほか	H24.11
	壊れにくい道づくりのための森林作業道作設の手引き	岐阜県森林研究所	H29.3
その他	林床を利用した林産物の栽培マニュアル	岐阜県森林研究所	H21.6